

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 21.3.25 第 171 回国会第 5 号

3 月 25 日（水）第 5 回の委員会が開かれました。

- 1 消費者庁設置法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 1 号）
消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 2 号）
消費者安全法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 3 号）
消費者権利院法案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 8 号）
消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外 2 名提出、衆法第 9 号）
- ・野田国務大臣（消費者行政推進担当大臣）、石破農林水産大臣、舛添厚生労働大臣、増原内閣府副大臣及び政府参考人並びに提出者枝野幸男君（民主）、小宮山洋子君（民主）及び階猛君（民主）並びに参考人に対し質疑を行いました。
- （参考人）食品安全委員会委員長 見上 彪君
独立行政法人
国民生活センター理事 田口 義明君

（質疑者及び主な質疑内容）

亀井善太郎君（自民）

- ・消費者に一番身近であるのは、地方の消費生活センターであるが、地方の消費者行政の現状は理想とは、ほど遠いものであり、その予算や担当者は減少し続けている。この現状に対する政府の認識について伺いたい。また、地方の消費生活センターの充実の必要性についての野田国務大臣の認識について伺いたい。
- ・消費者権利院法案は地方の消費者行政のサポートについても国が抱える形になっていると思うが、衆法提出者の地方の消費者行政に関する現状認識についてお聞きしたい。
- ・今やるべきなのは消費者行政の情報ネットワークを確立することである。現行の P I O - N E T（パイオネット）は大変使い勝手が悪い。新しい P I O - N E T の導入・増設を進めていると聞くが政府の対応についてお聞きしたい。

西博義君（公明）

- ・消費者に対する相談業務が自治体事務か否かではなく、消費者に対する案内窓口をつくる必要があるとかがえるが、政府の認識をお聞きしたい。
- ・重大事故が発生すれば、直ちに消費者政策委員会にかけ必要があるが、委員は常勤でないのですぐに対応できるのか。
- ・遺伝子組み換え大豆の国内における流通実態はどうなっているのか。また、遺伝子組み換え大豆の安全性はどうなっているのか

- ・国民の多くが不安を持つ「食の安心・安全」についての消費者庁としての取り組み姿勢について野田国務大臣に伺いたい。

田島一成君（民主）

- ・食の安全について、消費者庁と農林水産省はどのような協力連携体制を作っていくのか具体的に伺いたい。また、両者の連携体制について、野田国務大臣及び石破農林水産大臣の決意を伺いたい。
- ・食品偽装の監視業務について、消費者庁が設置されると、指揮命令系統が複雑化して意思疎通が困難になり、現場がうまく機能しなくなるというおそれがあるのではないかと、石破農林水産大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者庁の人員体制は 200 名程度であり、地方の出先機関もない。食品偽装の監視業務に関してノウハウも持たない消費者庁が果たして十分に機能するのか、野田国務大臣の見解を伺いたい。

岡本充功君（民主）

- ・平成 17 年に食品安全委員会は、米国産牛肉等に係る食品健康影響評価の結論への付帯事項として、S R M（特定危険部位）の利用禁止が必須であり、他の動物の飼料への利用も禁止する必要があるとしていたが、アメリカの B S E 対策の現状について、食品安全委員会の見解を伺いたい。
- ・体細胞クローン牛・豚の肉の安全性について、未だ生態が明らかになっていない現状で、食品安全委員会に諮問

した厚生労働省の意図はなにか、理由を伺いたい。また、受精卵クローン牛の表示の義務化について野田国務大臣の見解を伺いたい。

- ・ 食品安全委員会事務局の構成は、厚生労働省と農林水産省からの出向者が多くを占めており、食品安全委員会の評価に偏りが生じるのではないかと懸念がある。同事務局の現状と消費者庁も同様の問題を抱える可能性について野田国務大臣の見解を伺いたい。

吉井英勝君(共産)

- ・ 食の安全の問題が起こる原因は、農林水産省に法律上の検査権限が不十分であるのか、人員不足なのか、その理由を伺いたい。
- ・ 食の安全検査体制について伺いたい。
- ・ 原産地偽装に関しての検査機関である独立行政法人農林水産消費安全技術センターを国の機関に戻し、検査機器の充実と人員の確保が必要だと思うが、予算と人員を確認したい。

日森文尋君(社民)

- ・ 食品安全行政における消費者庁と農林水産省消費・安全局の協力分業体制をどう考えているか。
- ・ 消費者庁は独自調査ができないが、いわゆる「食品Gメン」に対して消費者庁の意向はどの位反映されるのか。
- ・ 事故米問題に関して、政府の対応検討チームや有識者会議についてどのような総括をされたか、野田国務大臣に伺いたい。

糸川正晃君(国民)

- ・ 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(以下「牛トレーサビリティ法」という。)の消費者庁移管が見送られた理由を伺いたい。
- ・ 今国会に提出されている「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案」は総理の権限の一部を消費者庁長官に委任することとされているが、牛トレーサビリティ法について同様の規定を置く改正を行なう見通しについて石破農林水産大臣に伺いたい。
- ・ 事故米問題を受けて、昨年9月、石破農林水産大臣が農林水産省の食の安全に関する業務を消費者庁に移管することを検討すると発言したが、その後の検討状況について伺いたい。

中森ふくよ君(自民)

- ・ 我が国における食糧の大量廃棄問題について、食糧廃棄を繰り返す事業者に対し、消費可能分を安価で販売するよう促すなど食糧資源を有効利用する必要があると考え

るが、野田国務大臣の見解を伺いたい。

- ・ 食品表示については、表示内容をより詳しく提供するなど、消費者の視点に立った情報提供が求められると考えるがいかがか。
- ・ 消費者庁が自ら処理せず、他の担当省庁に振り分けた消費者相談についても、消費者庁が責任をもってフォローアップしていく必要があると考えるがいかがか。

田端正広君(公明)

- ・ 定額給付金に係る詐欺事件については、その防止のために関係機関が連携して対応するとともに、広報・啓発活動を強化する必要があると考えるがいかがか。
- ・ 牛海綿状脳症(BSE)やO-157に類する事件が発生した場合、風評被害の防止の観点から、消費者庁の役割が大きになると考えるがいかがか。
- ・ 中国製のおもちゃに鉛が混入していた事件などを踏まえ、輸入おもちゃの安全性の確保が重要であると考え、舛添厚生労働大臣の見解を伺いたい。

仙谷由人君(民主)

- ・ 薬害肝炎事件のような事件が発生した場合、消費者庁では対応できなくても、消費者権利院ならできるということはあるのか。
- ・ 消費生活センターの消費生活相談員の処遇改善について、政府はどのように考えているのか。また、民主党案では、相談員を非常勤の国家公務員としているが、それはどのような趣旨によるものなのか。また、国民生活センターの相談員の処遇についても改善すべきではないか。
- ・ 消費者行政が大事であるというなら、それに見合う予算を確保すべきではないか。
- ・ 政府は、消費者行政に関し、身近な問題は自治事務であると言ってきたが、消費者安全法案第24条において、事業者に対する知事の立入調査等の権限を法定受託事務としていることは辻褄が合わないのではないか。

泉健太君(民主)

- ・ 消費者庁は行政の内部から権限行使を行うが、消費者権利院では、内閣の外に置かれるので、消費者庁よりも権限行使が機能しないのではないかと指摘に対する提出者の見解を伺いたい。
- ・ 消費者安全情報総括官会議については、消費者庁の先行実施として位置づけられていると考えてよいのか、その見解を野田国務大臣に伺いたい。
- ・ レーシック角膜炎事件は、多数の被害者が報告されている事件であるが、消費者権利院法案及び消費者庁関連3法案における同事件の位置付け及びそれぞれの

法案における対応を提出者及び野田国務大臣に伺いたい。また、同事件が消費者安全法案における「重大事故」に該当するのか、その重大事故の基準の明確化の必要性を野田国務大臣に問う。

吉 井 英 勝君（共産）

- ・こんにやくゼリー問題について、国民生活センターが1995年に初めて注意喚起をしてから厚生労働省が被害を把握するまでに12年もかかったが、厚生労働省にこの責任の所在について伺いたい。
- ・こんにやくゼリー問題に対して、食品衛生法第1条の趣旨に照らし早急に対応できなかったのか、舛添厚生労働大臣に意見を伺いたい。
- ・食の安全の観点からは最低限必要な規制は行うべきであるが、野田国務大臣にこの観点からの消費者庁の存在意義について伺いたい

日 森 文 尋君（社民）

- ・消費者庁にリーダーシップを発揮してほしい分野につい

て、舛添厚生労働大臣に見解を伺いたい。

- ・食品衛生法と健康増進法の消費者庁への移管に伴い、組織を見直すのか、厚生労働省に伺いたい。
- ・消費者行政推進基本計画において、消費者行政推進会議が示した薬事法、医療法などの法律は、今後も引き続き消費者庁の関与について検討を行う必要があるとされているが、野田国務大臣及び増原内閣府副大臣にこうした法律の今後の取扱いについて伺いたい

糸 川 正 晃君（国民）

- ・クリーニング業法は国民生活に密着しており、消費者庁の所管にすべきだと思うが、野田国務大臣に同法が消費者庁の所管にならなかった理由を伺いたい。
- ・消費者の視点から、消費者庁が所管すべき法律の条件とその検討過程を明示する必要があるが、野田国務大臣の意見を伺いたい。
- ・消費者行政の推進のためには大臣自ら消費者庁の所管や存在意義を示すことが望ましいが、野田国務大臣に意見を伺いたい。